

引っ越しをしたら

住所の異動手続きを

入学・就職・転勤などで住所を異動する人は、市区町村の窓口で届け出を行ってください。住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金受給資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。また、マイナンバーカードの住所なども正しい状態にしておきましょう。

届け出の際は、運転免許証、マイナンバーカード、保険証などの本人確認書類のほか、手続きごとに必要なものをお持ちください。

閩市民課 ☎21・0252 / 有漢地域局 ☎57・3200 / 成羽地域局 ☎42・3211 / 川上地域局 ☎48・2200 / 備中地域局 ☎45・2211

転出前の市町村で

転出届を提出し、転出証明書を受け取る

転入先の市町村で

転入した日から**14日以内**に転入届を提出(転出証明書を添えて)

市内で転居する場合は14日以内に転居届を提出

※マイナンバーカードをお持ちの人は、届け出の際にお申し出ください。

狂犬病予防注射は年1回

狂犬病予防注射を市内各所でを行いますので、最寄りの会場で受けてください。会場や日程は町内回覧と市ウェブサイトでお知らせし、登録している人には案内はがきを送付します。来場の際はリードを必ず装着し、他の人や飼い犬とトラブルなどにならないようにしてください。

なお、生後91日以上の飼い犬は、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。規定に違反した場合は20万円以下の罰金に処される場合があります。

市内巡回注射の実施期間

4月12日(水)～5月2日(火)

市の狂犬病予防注射料金

3200円(注射済票交付手数料550円を含む)

※未登録の場合は右の料金に加えて登録料3000円が必要です。

市外で注射を受けた場合

市外の動物病院などで注射を受けた場合は、獣医師から発行された注射済

証明書を市役所、または各地域局へ提出し、注射済票の交付を受けてください。

閩環境課 ☎21・0259

犬・猫の飼い主の皆さんへ

犬・猫の飼育マナーに関する苦情や相談が市へ寄せられています。一人一人が飼育マナーを守り、人と動物が住みやすい社会をつくっていきましょう。

犬の飼育マナー

①**ふんは持ち帰りましょう** 散歩にはビニール袋やティッシュなどを持って出掛けるようにしましょう。ふんを埋めたり、そのまま放置したりせずに家に持ち帰りましょう。

②**散歩中はリードを着けましょう** 犬の放し飼いやリードを装着しない散歩は周囲の迷惑になるだけでなく、人を噛むなどの事故につながる恐れもあります。また、首輪や引き綱などは定期的に点検し、安全を確認しましょう。

猫の飼育マナー

①**責任を持って飼いましょう** 猫を捨てると野良猫が増加する原因になります。また、犬、猫などを捨てた人は動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護法)により処罰されます。

②**不妊・去勢手術をしましょう** 不妊・去勢手術を行うと、性格が穏やかになり、鳴き声や臭い付け、ケンカなどが減ります。

③**室内で飼いましょう** 飼い方に気を付ければ室内のみでも猫は快適に過ごすことができます。近隣に迷惑をかけるために、外に出さない飼い方も検討しましょう。

④**飼い主が分かるようにしましょう** 飼い主の連絡先を書いた首輪を着けるなど、飼い猫が迷子になったときに、飼い主の元に戻ることができるように工夫しましょう。

閩環境課 ☎21・0259

